

**フランスにおける観光プロモーション実施事業業務委託に係る
公募型プロポーザル 質問票への回答**

- 1 14,000 千円(消費税及び地方消費税を含む)の注意書きに、「※上記上限額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定します。」とありますが、上限額と予定価格との違いは何でしょうか？

(回答)

公募型プロポーザルの契約上限額は、募集の時点で目安として示す上限で、提案者が金額の見当をつけやすいように公表しているものです。一方、予定価格は、実際に契約を結ぶ段階で設定する契約金額決定の基準です。

- 2 実施時期は令和8年1～2月の1週間程度とされていますが、他のイベントや見本市との競合回避など、希望日程はどこまで調整可能でしょうか？

(回答)

実施時期については、業務の目的を踏まえたうえで効果的な日程及び時間帯をご提案ください。実際の日程については、業務開始後、県と協議のうえ決定してください。

- 3 イベント等で、「県が提供するパンフレット、ポスター、動画等の素材を用いて情報発信を行うこと。」となっていますが、弊社で独自に作成したものや、関連事業者の許可をもらった素材も使用してよいでしょうか？

(回答)

県が提供するパンフレット、ポスター、動画等の素材以外にも、提案者で独自に作成したものや、関連事業者の許可をもらった素材を使用することは可能です。

なお、使用する具体的な素材については、業務開始後、県と協議のうえ決定してください。

- 4 審査では「対面またはオンライン」でのプレゼンを実施予定とありますが、書面を提出した提案者が全て行うのでしょうか？また、時間配分、使用資料の形式（パワポ等）などの制限はあるでしょうか？

(回答)

プレゼンテーション審査は、参加申込みいただいた全ての事業者の方に実施します。事前に対面かオンラインかは選択いただき、提出いただいた企画提案書を元にプレゼンテーションを行っていただきます。日時や時間配分については、別途ご案内いたします。